平成２６年（フ）第５４号
熊本市南区出仲間６丁目６番58号
破産者　塩山　武登
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９０号
沖縄県那覇市銘苅１－２－７　７ｉｎセブン４－Ｂ、破産手続開始決定時の住所沖縄県浦添市内間２丁目４番８－701号　ラフィーネ内間
破産者　山城　　一
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０号
盛岡市西青山２丁目４番９号
破産者　蒲澤まゆみ
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３３０号
東京都世田谷区桜丘５―38―１　シティハウス世田谷桜丘108号室
破産者　佐藤　有貞
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４００号
山梨県甲斐市中下条1114番地　水上アパート
破産者　宮川　康夫
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
静岡県熱海市上多賀466番地の１　コーポサカヤ201号、前住所静岡県伊東市玖須美元和田698番地の31
破産者　井上　秀樹
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
静岡県伊豆市八木沢266番地の２
破産者　金刺　恵子
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
愛知県一宮市森本１丁目20番５号　ソシアルコート森本205号
破産者　有賀　一由
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４５６号
愛知県豊田市瑞穂町１丁目24番地　リバーサイド瑞穂Ａ202号
破産者　大久保友広
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
兵庫県西宮市美作町１番21号
破産者　プティブランこと　池田あゆみ
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目10番13号
破産者　嶺井　政彦
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６５号
兵庫県尼崎市武庫の里２丁目26―18、住民票上の住所兵庫県尼崎市西昆陽１丁目３番５号
破産者　安永　正次
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２号
兵庫県揖保郡太子町鵤542番地６、開始決定時の住所兵庫県揖保郡太子町立岡100番地14
破産者　谷口水道設備こと　谷口　誠昭
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第４８号
兵庫県たつの市龍野町片山613番地１
破産者　石井　久子
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第７５号
鹿児島県薩摩郡さつま町広瀬1335、住民票上の住所広島県尾道市三軒家町１番15号
破産者　魚谷　勝二
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２５年（フ）第７６号
広島県尾道市三軒家町１番15号
破産者　魚谷　妙子
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１５号
長崎県長崎市油屋町６番15号　中尾ビル406、旧住所長崎県長崎市田上４丁目12番11―201号
破産者　武田　仁志
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
熊本県八代市築添町1640番地２　１―14
破産者　岩本　義浩
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部